

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害のリスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する朝日町市街地地域において、道道61号線（土別滝上線）より北側は浸水のおそれがほとんどないが、南側の一部は最大3.0m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、温根別、南朝日及び東山町東側の山間の一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているとともに、朝日2区が土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ）に指定されており商業等への影響が予想される。



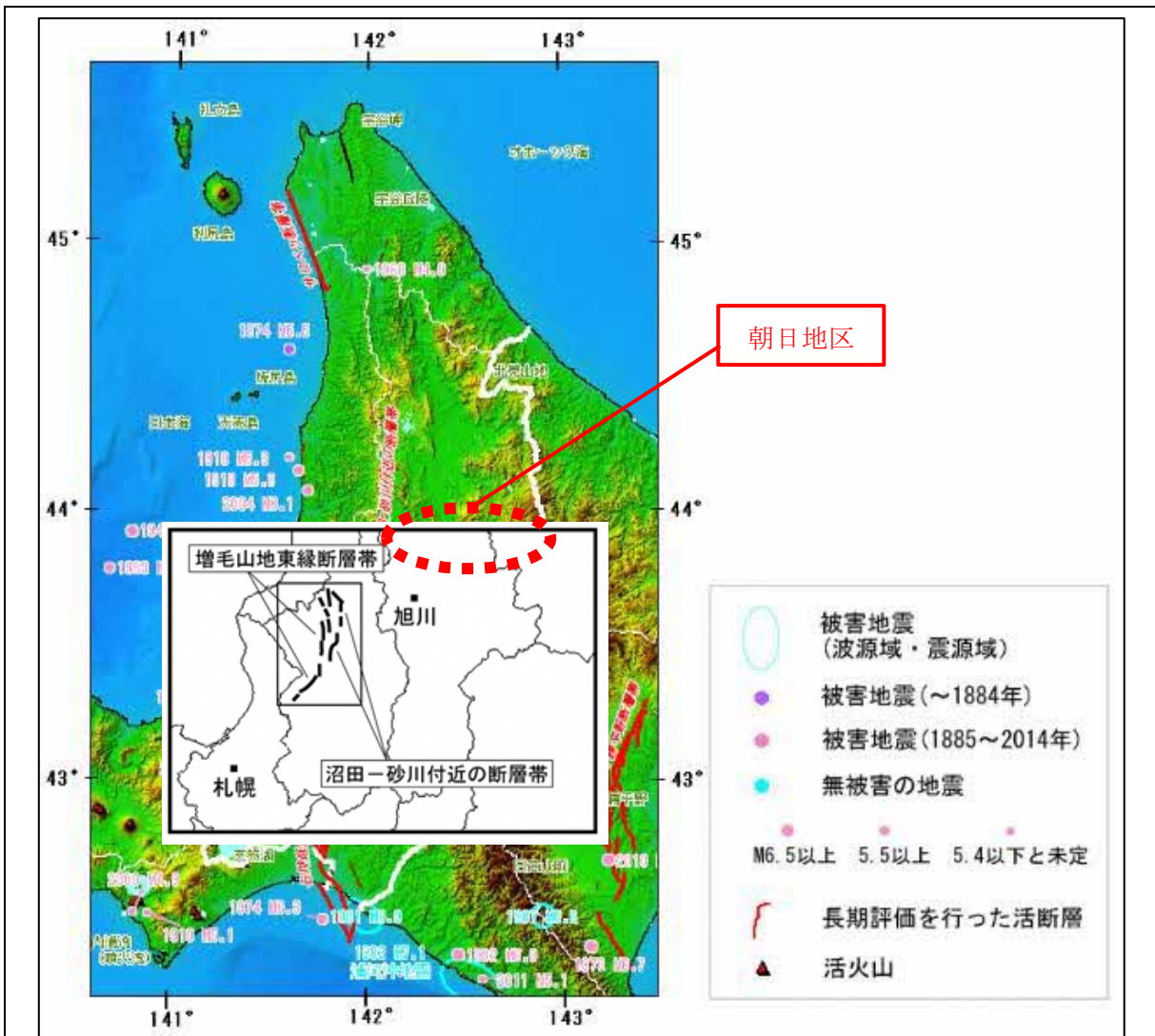
(出典：土別市ハザードマップ)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

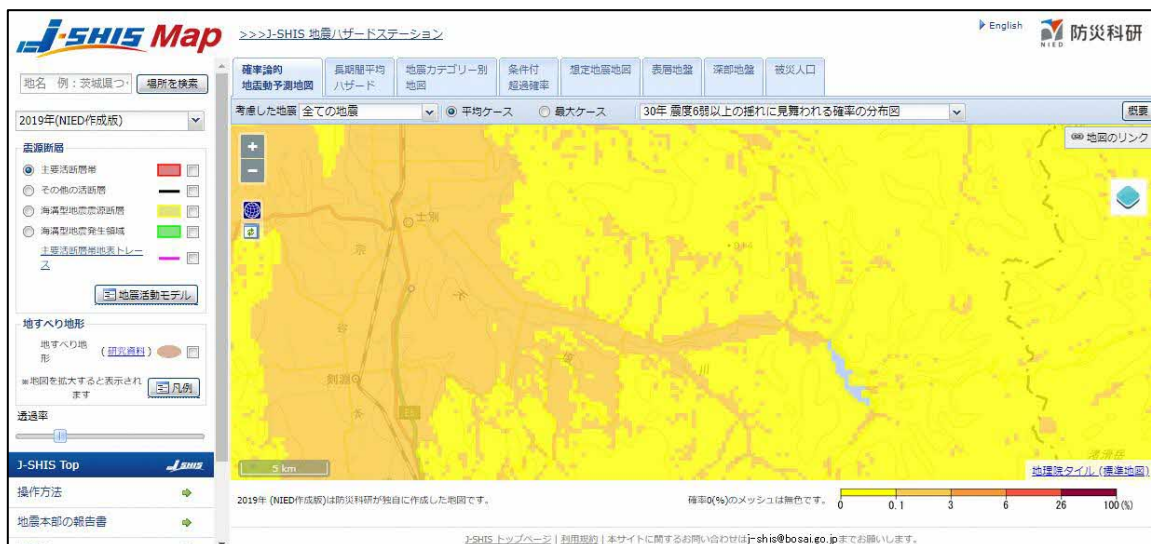
地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生するとされている。土別市朝日地区は周辺に断層はなく、一番近い断層としては、「増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯」となっている。

| 地震 | | マグニチュード | 地震発生確率 (30年以内) |
|-----------------------|-------------|---------|-------------------|
| 増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯 | 増毛山地東縁断層帯 | 7.8程度 | 0.6%以下 |
| | 沼田-砂川付近の断層帯 | 7.5程度 | 不明 |

(出典：地震調査研究推進本部)



(断層帯地図 出典：地震調査研究推進本部)



(地震発生確率地図 出典：J-SHIS Map 地震ハザードステーション)

(その他)

市内の各河川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成28年の立て続けに押し寄せた台風においては、大雨、洪水、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では床上浸水10棟、床下浸水64棟にのぼった。

また、当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は680cm、月平均最低気温では1月・2月が-15℃と非常に寒い。一方、月平均最高気温は7月・8月が25℃以上、最高気温も30℃を超える日もあり、夏暑く冬寒い。

《過去における主な災害記録》

士別市災害発生記録

(計画第1章第7節 (P13) 関係)

| 年月日 | 種別 | 地域 | 被害状況 |
|---------------------|------|------|--|
| 明治37年7月 | 水害 | 全地域 | 犬牛別川の鉄橋上1.2mあまりの水位に達し、農作物等に多大の被害を与えた。 |
| 大正5年8月 | | 上士別町 | 菊水橋付近 殉職者1名 |
| 大正11年8月 | | 全地域 | 家屋及び田畑の流失 |
| 昭和7年8月 | | | 大水害と冷害凶作が重なり、河川沿線の農家に二重の被害を与えた。浸水面積3,285.1ha、流失面積6.9ha、流失家屋5戸、浸水家屋496戸、被害家畜13頭 |
| 昭和28年7月31日 ～8月2日 | 水害 | 全市 | 死者1名、負傷者5名、罹災者14,823名、流失19戸、半壊9戸、床上浸水358戸、床下浸水750戸、田畑冠水2,720ha、道路流失埋没3.9km、決潰20カ所、耕地流失埋没4,803ha、橋梁流失19橋、破損19橋、堤防決潰180カ所(3km)、破損43カ所、その他被害266,283千円 |
| 昭和29年9月 | 暴風雨 | 全市 | 全壊254戸、半壊96戸、農作物84%の被害 |
| 昭和30年7月3日 ～8月30日 | | 全市 | 2ヶ月で785.9mm断続的な豪雨により、床上浸水350戸、床下浸水1,340戸、田畑流失15ha、同冠水750ha、道路決潰7カ所、橋梁流失30カ所、河川19カ所 |
| 昭和48年8月 ～9月 | 豪雨 | 全市 | 床上浸水6戸、床下浸水113戸、田畑被害8,375ha、道路決潰8カ所、橋梁流失9カ所、河川9カ所 |
| 昭和50年8月 ～9月 | 集中豪雨 | 全市 | 床上浸水98戸、床下浸水1,394戸、農業被害812,031千円、土木被害2,387,520千円、その他2,087,512千円 |
| 昭和56年8月 | 集中豪雨 | 全市 | 床上浸水13戸、床下浸水111戸、農業被害532,075千円、土木被害334,700千円、被害総額1,524,443千円 |
| 平成4年7月30日 ～31日 | 集中豪雨 | 全市 | 床下浸水1戸、農業被害37,000千円、土木被害30,091千円 |

| | | | |
|------------|------|------|--|
| 平成6年8月14日 | 集中豪雨 | 全市 | 床上浸水37戸、床下浸水41戸、農業被害398,456千円、土木被害60,300千円 |
| 平成11年7月29日 | | 温根別町 | 床上浸水11戸37人、床下浸水12戸27人、182,396千円 |
| 平成12年7月25日 | 大雨 | 全市 | 床下浸水1棟、農業被害250千円、土木被害30,402千円 |
| 平成12年9月1日 | 大雨 | 全市 | 床下浸水1棟、土木被害5,187千円 |
| 平成13年7月25日 | | 温根別町 | 床下浸水2戸 |
| 平成13年9月9日 | 台風 | 全市 | 床下浸水3棟、農地冠水68.6ha、農業被害11,238千円、土木被害16,560千円、被害総額31,293千円 |
| 平成16年9月8日 | 台風 | 全市 | 半壊43棟、一部破損204棟、非住宅全壊93棟 非住宅半壊335棟、農業被害554,978千円、土木被害2,152千円、林業被害67,766千円、衛生被害4,671千円、商工被害11,408千円、公立文教被害24,219千円、社会教育施設被害33,095千円、社会福祉施設被害1,646千円、その他26,960千円、被害総額871,333千円 |
| 平成22年7月29日 | 大雨 | 全市 | 床上浸水3棟、床下浸水4棟 農地浸冠水67ha、農業施設被害5箇所2,600千円、河川被害8箇所6,600千円、道路被害36箇所16,900千円、公立文教施設被害1箇所700千円 |
| 平成26年8月 | 大雨 | 全市 | 床上浸水2戸、床下浸水18戸、田畑141ha浸冠水、河川被害17箇所27,027千円、道路被害15箇所14,347千円、橋梁被害3箇所94,711千円 |
| 平成28年8月 | 台風 | 全市 | 床上浸水9戸、床下浸水53戸 |

(出典：士別市地域防災計画 資料編 士別市災害発生記録)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 66人(平成26年経済センサス)
- ・小規模事業者数 44人(平成26年経済センサス)

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|------|-------------|-------|---------|---------------|
| 商工業者 | 農林漁業 | 3 | 3 | |
| | 建設業 | 8 | 5 | |
| | 製造業 | 5 | 3 | |
| | 運輸業、郵便業 | 2 | 2 | |
| | 卸売業、小売業 | 17 | 15 | |
| | 金融業、保険業 | 1 | 1 | |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 7 | 7 | |
| | 生活関連サービス業 | 5 | 5 | |
| | 医療、福祉 | 5 | 0 | |
| | 複合サービス業 | 2 | 0 | |
| | サービス業 | 11 | 3 | |
| | 計 | 66 | 44 | |

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

| 項目 | 年月 | 備考 |
|---------|-------|--|
| 防災計画の策定 | H18.9 | H31.4.26 改訂 |
| 防災訓練の実施 | R1.10 | 年1回を基準に実施 |
| 防災備品の備蓄 | | 備蓄食料 (R1.11.1 現在) 主 食 (アルファ米、パスタ等)・おかゆ : 約1300食 副 食 : 約300食 飲料水 : 約1500本 (500ml) |
| 防災講話等 | 年数回 | 自治連合会や小学校の校外学習時 |

2) 当会の取組

| 項目 | 年月 | 備考 |
|---------------------|--------|-------------------------------|
| 事業者 BCP に関する国の施策周知 | H30.8 | ポスターによる周知 |
| 事業者 BCP に関する研修会への参加 | R30.9~ | 北海道商工会連合会等による研修に経営指導員が年1回以上参加 |
| 損保会社と連携した損保会社への加入促進 | R1.1~ | 北海道火災共済協同組合と連携 契約数 43 件 |

2 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・当会職員が保険、共済に対する助言を行うためのスキルが不十分。

3 目標

○成果目標

2期（10年）で小規模事業者全ての計画策定を目指すこととして、本計画は全小規模事業者の概ね50%の20件（BCP10件、事業継続力強化計画10件）を目標として設定した。

| 業種 | | 商工業 者数 | 小規模事 業者数 | 策定目標 | |
|----------|-------------|-----------|-------------|------|-----------|
| | | | | BCP | 事業継続力強化計画 |
| 商工 業者 | 農林漁業 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| | 建設業 | 8 | 5 | 1 | 1 |
| | 製造業 | 5 | 3 | 1 | 1 |
| | 運輸業、郵便業 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | 卸売業、小売業 | 17 | 15 | 2 | 2 |
| | 金融業、保険業 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 7 | 7 | 2 | 2 |
| | 生活関連サービス業 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| | 医療、福祉 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | 複合サービス業 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス業 | 11 | 3 | 1 | 1 |
| 計 | | 66 | 44 | 10 | 10 |

○実施目標

| 項目 | 目的 | 目標 | |
|------------------|--|---------------------------------|-------------------------------|
| 事前対策の必要性を 周知 | 地区内小規模事業者 に対し災害リスクを 認識させる | ・制度パンフレットの配布 ・個別巡回支援 | ・年1回 ・対象事業所に年1 回以上の巡回支援 |
| 協力体制マニュアル の整備 | 当会と各市との間に 発災時における連絡 を円滑に行うマニ ュアルの整備 | 協議会開催 | 年1回 |
| 連携体制の推進 | 組織内や関係機関と、 発災後速やかな復興 支援策が行える体制 の構築 | 協議会開催 | 年1回 |
| 保険、共済に対する助 言 | 保険、共済に対する助 言を行える当会職員 の育成 | 勉強会開催。保険会社 と共同で巡回支援 (OJT) | 年1回 |

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

| 士別市 | 朝日商工会 |
|-------------------------|-------------------------|
| 防災関連の情報提供 | セミナー・個別相談会の開催事業 |
| 事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導 | 継続力強化計画策定支援・ フォローアップ |
| 災害リスクの周知 | |
| 関係団体との連携 | |
| 防災訓練の実施 | |
| 応急対策時の対策及び復旧支援 | |

(1) 事前対策

- ・ 平成18年9月に策定、平成31年4月26日に改訂された当市の防災計画に基づき、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、SNS等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は令和3年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・ 専門家として有限会社ブレインズ・ワン（代表取締役 阿部 裕樹（防災士/ITコーディネータ））に依頼して職員のノウハウ育成を図る。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認

| 業種 | | 商工業 者数 | 小規模事 業者数 | フォローアップ目標 | |
|----------|-------------|-----------|-------------|----------------------|---------------|
| | | | | BCP/事業継続力 強化計画策定数 | フォローア ップ回数 |
| 商工 業者 | 農林漁業 | 3 | 3 | 1/1 | 1/1 |
| | 建設業 | 8 | 5 | 1/1 | 1/1 |
| | 製造業 | 5 | 3 | 1/1 | 1/1 |
| | 運輸業、郵便業 | 2 | 2 | 1/1 | 1/1 |
| | 卸売業、小売業 | 17 | 15 | 2/2 | 2/2 |
| | 金融業、保険業 | 1 | 1 | 0/0 | 0/0 |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 7 | 7 | 2/2 | 2/2 |
| | 生活関連サービス業 | 5 | 5 | 1/1 | 1/1 |
| | 医療、福祉 | 5 | 0 | 0/0 | 0/0 |
| | 複合サービス業 | 2 | 0 | 0/0 | 0/0 |
| | サービス業 | 11 | 3 | 1/1 | 1/1 |
| | 計 | 66 | 44 | 10/10 | 10/10 |

- ・(仮称) 士別市朝日町事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当市 etc) を開催し、状況確認や改善点等について協議する(年1回開催)

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(ダムの決壊等)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

(2) 発災時の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。

(電話、FAX、メール、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 (連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じていると想定) |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 |

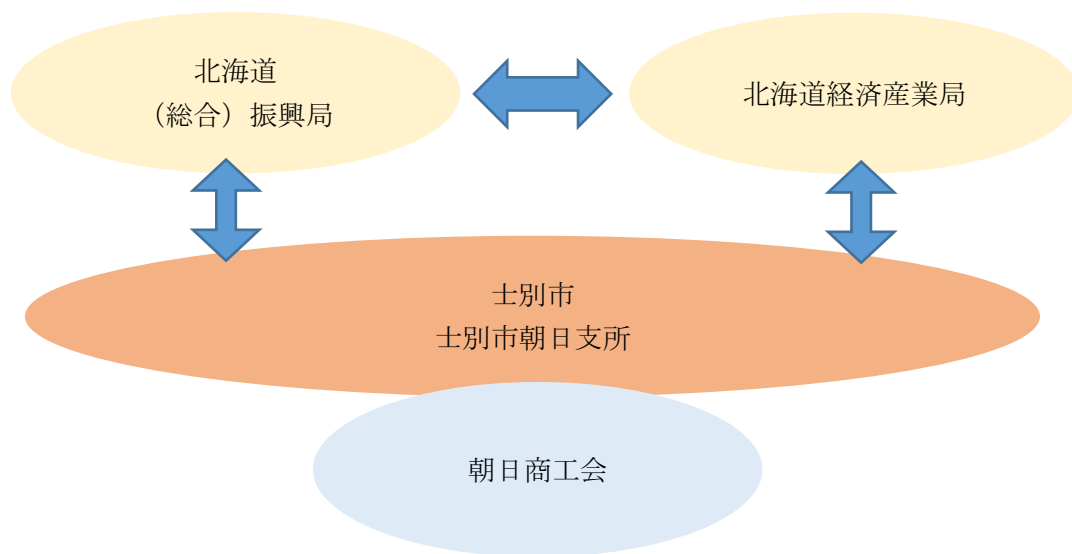
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～3週間 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ町と定めた方法により確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

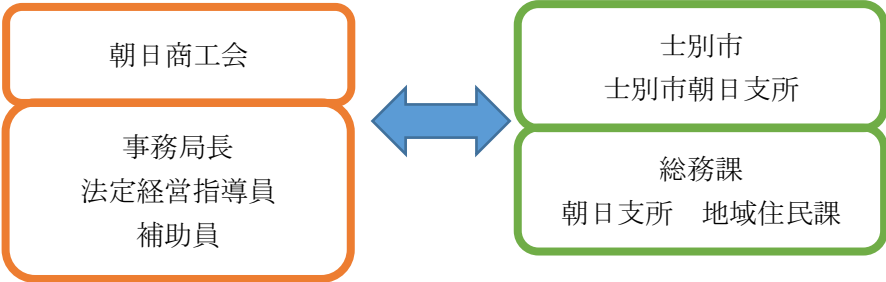
- ・相談窓口の開設方法について、士別市と相談する（当会は国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細をあらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村などの施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・士別市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制 | |
|--|--|
| (令和 2 年 1 月現在) | |
| 1 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/士別市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と士別市の共同体制/経営指導員の関与体制 等) | |
|  | |
| 2 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 | |
| (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 高橋 良輔 (連絡先は下記 3 (1) 参照) | |
| (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う | |
| ・本計画の具体的な取組の企画や実行 | |
| ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上) | |
| 3 商工会、士別市 (総務課) /朝日支所 (地域住民課)、専門家 連絡先 | |
| (1) 商工会 | |
| 朝日商工会 | |
| 〒095-0401 北海道士別市朝日町中央 3804 番地 | |
| TEL : 0165-28-2617 | |
| FAX : 0165-28-2760 | |
| E-mail : asahisyo@hokkai.or.jp | |
| (2) 士別市 | |
| ①士別市 (総務課) | |
| 〒095-8686 北海道士別市東 6 条 4 丁目 1 番地 | |
| TEL : 0165-23-3121 (代表) | |
| FAX : 0165-22-1934 | |
| E-mail : sohmuca@city.shibetsu.lg.jp | |
| ②朝日支所 (地域住民課) | |
| 〒095-8686 北海道士別市朝日町中央 4040 番地 | |
| TEL : 0165-28-2121 (代表) | |

FAX : 0165-28-3678

E-mail : chiikijuminka@city.shibetsu.lg.jp

(3) 専門家

有限会社 ブレインズ・ワン

代表取締役 阿部 裕樹 (防災士/IT コーディネータ)

〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西16丁目1番地323 春野ビル3F

TEL : 011-788-2595

E-mail : abe.hiroki@brainsone.co.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| 専門家派遣費 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |
| 協議会運営 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| セミナー開催費 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |
| パンフ・チラシ作成費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 予備費 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-------------------------|
| 会費収入、士別市補助金、道補助金、事業収入 他 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。